

報告第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月28日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年5月7日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和2年2月17日 午前8時10分頃

2 事故発生の場所

つくば市吾妻三丁目112番地先

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

上記日時場所において、相手方が市道4-4073(P)号線を自転車で走行していたところ石畳が剥がれていたため転倒し、相手方は全治10日程度の怪我を負い、相手方所有の自転車が破損した。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金49,480円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。